

1. 沿 革

(1) 小名浜海運支局

明治31年 9月	逓信省東京船舶司検支所が石巻に設置された。
明治32年 6月	海時局官制により東京海事局石巻海務所と改称、船舶職員及び水先人の試験、船舶の測度及び検査、その他法令の定むるところに従い管海官庁の事務をとることとなった。
明治43年 3月	海務省が廃止され、同事務は逓信監理局の所管となり海事部が設置された。
大正 2年 6月	官制改正により石巻海事部は北部逓信局海事部となった。管轄区域は東北6県
大正 8年 5月	官制改正により仙台逓信局海事部となった。
昭和16年12月19日	官制改正により逓信省管船局、地方組織は海時局となり横浜海務局塩釜支局及び青森支局が設置された。
昭和18年11月 1日	官制改正により運輸通信省が設置されるとともに、塩釜海運局が設置され東北6県が管轄、下部組織として青森・八戸・船川・釜石各支局及び石巻分室が設置された。
昭和20年 6月 1日	官制改正により運輸通信省を運輸省に改め、塩釜海運局は東北海運局と改称された。
昭和22年 4月16日	東北海運局小名浜出張所が新設された。
昭和22年11月 1日	支局に昇格し、東北海運局小名浜支局となった。
昭和23年 5月 1日	海上保安庁の新設に伴い、港則法及び船舶職員法事務が移管、同時に海運局長が海上保安部長を兼任することになった。
昭和24年 1月 1日	船舶検査事務を海上保安庁に移管した。
昭和24年 6月 1日	運輸省施行法が設置された。
昭和27年 8月 1日	運輸省設置法等の改正により一時海上保安庁の所管となった港則法及び船舶職員法事務が再び海運局に移管されるとともに、船員職業安定所が本局船員部と青森支局に内部機構として編入された。
昭和34年 4月 1日	東北運輸局小名浜支局に船員職業安定所が新設された。
昭和41年 5月20日	運輸省設置法の一部改正により港則法に関する事務を海上保安庁に移管した。
昭和44年 4月 1日	業務移管により内陸倉庫・冷蔵倉庫関係業務が陸運局から移管された。
昭和53年 4月 1日	小名浜支局船員職業安定所が船員職業安定係に変更された。
昭和56年 4月 3日	支局等組織規定の一部改正により、課制が設けられるとともに船員職業安定所が新設された。
昭和59年 7月 1日	運輸省設置法の改正により、東北海運局と仙台陸運局が統合となり、東北運輸局となり東北運輸局小名浜海運支局と改称された。
昭和62年10月 1日	支局組織規程の一部改正により、主任船員労務官が位置された。
平成13年 1月 6日	国土交通省設置法が施行され、運輸省・建設省・北海道開発庁及び国土庁が統合され国土交通省となった。
平成14年 7月 1日	国土交通省設置法等の改正により、福島運輸支局が設置され、福島運輸支局（小名浜庁舎）となった。

(2) 福島陸運支局

昭和22年	3月22日	運輸省告示第71号「鉄道局自動車事務所を設置する件」で福島市（福島市栄町5-1）に仙台鉄道局福島自動車事務所として設置された。
昭和22年	4月1日	臨時物資需給調整法関係の自動車用石油製品及び指定生産資材の割当業務を所掌した。
昭和23年	1月1日	事務所を福島市北町2に移転した。
		道路運送法（昭和22年12月16日法律第191号）の施行により、福島道路運送監理事務所として運輸省の直轄機関となった。
		自動車運送事業の監理、資材の割当、自動車の登録及び検査業務を所掌した。
		福島市渡利字七社ノ宮17の自動車検査場が福島県警察部から移管された。
昭和23年	4月1日	事務所を福島市大町15に移転した。
昭和24年	2月1日	事務所を福島市栄町26に移転した。
昭和24年	6月1日	運輸省設置法（昭和24年5月31日法律第157号）の施行により仙台陸運局が設置された。
昭和24年	8月1日	福島道路運送監理事務所が廃止され、仙台陸運局福島分室となった。
昭和24年	11月1日	「国の地方出先機関の都道府県への委譲について（昭和24年11月1日付け発連第44号）」により仙台陸運局福島分室が廃止となり福島県陸運事務所が設置された。
		昭和25年5月地方自治法の一部改正により福島県陸運事務所は、同法附則第3項と第4項により福島県知事直轄の機関となり、昭和25年9月1日以降は設置根拠が福島県条例となった。
昭和26年	12月5日	燃料課が登録資材課に改称となった。
昭和29年	3月29日	自動車検査場・上屋及び同事務室を福島市南沢又字道合1-1に新築した。
昭和39年	3月21日	福島県陸運事務所庁舎と自動車検査場を「福島市吉倉字吉田54番地」に移転した。
昭和46年	4月1日	登録・検査業務の電子情報処理が開始された。
昭和52年	4月18日	車両課が新設された。
昭和54年	4月4日	昭和54年3月31日福島県規則第14号「福島県行政組織の一部を改正する規則」で福島県陸運事務所いわき支所がいわき市（いわき市内郷綴町舟場1-135）に新設された。
昭和54年	4月23日	福島県陸運事務所いわき支所の業務が開始された。
昭和58年	3月15日	福島陸運事務所庁舎を増築した
昭和59年	7月1日	運輸省設置法の改正により、東北海運局と仙台陸運局が統合され東北運輸局となった。
昭和60年	4月1日	「道路運送法等の一部を改正する法律（昭和59年8月10日法律第67号）」による運輸省設置法の一部改正と施行により地方事務官制度が廃止され運輸省直轄となり、福島陸運支局と福島陸運支局いわき自動車検査登録事務所が設置され、福島県陸運事務所と福島県陸運事務所いわき支所は廃止された。
		登録資材課が登録課となった。
平成9年	4月1日	登録課及び車両課が部門制となり、登録部門・検査部門と改称となった。
平成13年	1月6日	国土交通省設置法が施行され、運輸省・建設省・北海道開発庁及び国土庁が統合され国土交通省となった。
平成14年	7月1日	国土交通省設置法等の改正により、福島運輸支局が設置された。